

## 愛知の水産史—打瀬網漁業(底びき網漁業)の沿革—

井野川仲男

(2015年12月8日受付, 2015年12月28日受理)

### The History of Fisheries in Aichi -The Development of Utase-ami (bottom trawling)-

INOKAWA Nakao\*<sup>1</sup>

#### はじめに

愛知県水産試験場ウェブサイト (<http://www.pref.aichi.jp/soshiki/suisanshiken/0000073230.html>) に平成26年(2014年)7月から27年(2015年)5月まで20回に分けて掲載した「愛知県の水産史」は、年代毎に水産業に関連した事案を年表に整理し、特徴的な出来事を「時の話題」として取りまとめた。

内容は、打瀬網(底びき網漁業)の沿革、のり養殖業の栄枯盛衰、水産試験場の沿革、戦後の沿岸開発に視点を置いているが、筆者が担当したものや、興味を持ったものに偏重していることは否めない。

ここでは、明治以降、伊勢・三河湾で隆盛を極めた打瀬網の沿革について、日本の沿岸漁業における最後の漁業調整上の懸案事項と云われた「渥美外海における板びき網漁業の制度化」が実現した平成24年(2012年)4月までを「愛知県の水産史」から抽出し、取りまとめた。

#### 江戸時代までの愛知県漁業の概観

##### (1) 縄文時代から弥生文化期

鳴海丘陵の雷貝塚、本刈谷貝塚、寺津貝塚、豊川の稲荷山貝塚、吉胡貝塚、伊川津貝塚、保美貝塚などの貝塚で、魚の骨、鹿角製釣針が発見されており、沿岸各地に集落が作られ、採貝採藻、釣りが行われていたと想像されている。なお、鉄製の釣針は、弥生文化期(前300~350年頃)に使用されている。

##### (2) 弥生文化期から江戸時代—網漁業の発達—

戦国時代まで(~1573年)の漁業は、延縄、一本釣が主である。網漁業が盛んになるのは、江戸時代以降になってから。

慶長年間(1596~1614年)に揚繰網(巻網の一種で、

手船1艘、網船2艘、36名)が発達し、江戸時代から明治年間(1603~1912年)に一時期を画し、後に全国に広がる。

打瀬網の導入は、江戸末期の文久年間(1861~'63年)といわれている。

また、江戸時代には、「慣行」として現代に至ることになる漁業制度が確立した。それは、「山野海川入会」(寛保元年(1741年)律令要略)に見られる「磯獵(いそりょう)は地付(じつき)根付(ねつき)次第なり、沖は入会(いりあい)」で、「磯漁」と「沖漁」を区分し、「磯漁」は漁業集落の総有、「沖漁」は幕藩領主の保障で漁を行うことが大まかな基準とされた。

#### 明治年間の打瀬網漁業

##### (1) 他の漁業との紛争を招く

明治維新以降、明治2年(1869年)の「版籍奉還」で旧領主権が消滅し、8年(1875年)の太政官布告による「海面の官有宣言」によって、漁場使用は、旧慣が尊重されるも、各府県が国の意向を伺いながら実施することとなった。

文久年間(1861~'63年)に知多郡亀崎村に導入された打瀬網は、急速に普及し、明治15年(1882年)8月の調査によると、知多郡598統、幡豆郡555統、宝飯郡198統、碧海郡197統、渥美郡124統、合計1,672隻が稼働しており、静岡県115統、三重県20統と比べて、隣県より勢力が大きい上、他の漁業と問題を起こしたため、打瀬網の是非論が盛んとなった。この打瀬網是非論を検討することが、水産試験場設立の背景にあったと想像される。

16年(1883年)、本県開催の東海農区五県連合勸業会で打瀬網処分が提案され、その後協議を重ね、19年(1886

\*<sup>1</sup> 愛知県水産試験場 本場 (Aichi Fisheries Research Institute, Miya, Gamagori, Aichi 443-0021, Japan)

年), 愛知・三重・静岡の3県が協議の上, 国の同意を得て, 「打瀬網と類似漁法を猶予期間3年で禁止」を布告した。これに対し, 本県打瀬網漁民は, 県庁や大臣への陳情活動を展開するなど, 禁止令に対抗した。

亀崎村の打瀬網漁民が中心となって「愛知県沿海漁業組合」を組織し, 禁止反対運動を行ったとの資料があるが, この組合は, 県令によって19年(1886年)に設立されたものなので, 真偽は不明である。なお, この組合の規約には, 地曳網保護が規定されている。

禁止令後の22年(1889年)には打瀬網が2,986隻に増加したため, 同年, 県は, 県令で「猶予期間の2年間延長」を通達したところ, 猛烈な反対運動や陳情を受けたため, 更に, 24年(1891年), 県令で「当分の間の延長」を決めた。事実上の禁止令の解除である。

その後も打瀬網は増加を続けたため(25年5,339隻), 県は国に打瀬網の有害・無害について調査を依頼した。国は調査したが, 打瀬網派と反打瀬網派の両者間の情勢が険悪なため, 白黒決せず, 「利害相半ばす」と曖昧な結論とした。

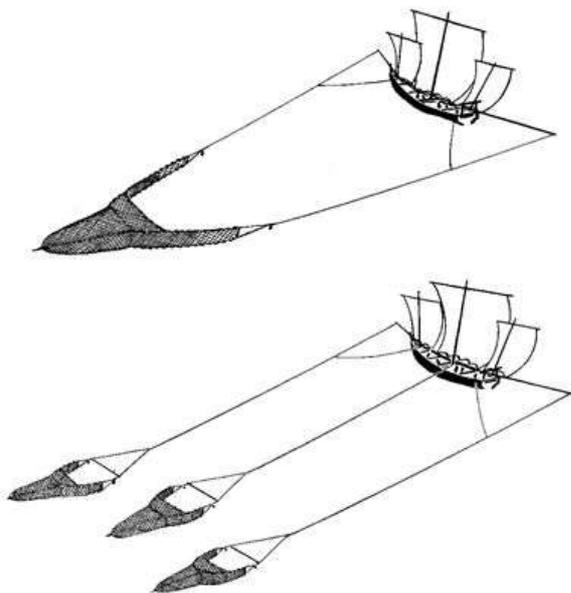


図1 打瀬網(上図)と備前網(下図)

出典: 知多市民族博物館(1980) 打瀬船

## (2) 三州打瀬網騒動

反打瀬網派が起こした有名な騒動に「三州打瀬網騒動」がある。明治25年(1892年)2月末, 渥美郡片浜十三里の地曳網の網元等反打瀬網派が渥美郡役所(渥美郡豊橋町, 現豊橋市)に乱入し, 警官隊との衝突事件が発生した。

この事件は, 県の相次ぐ打瀬網禁止令引き延ばしに対して, 渥美郡小沢村, 細谷村, 高根村(以上現豊橋市)

の地曳網漁民等700余名が打瀬網禁止の実施を求めて渥美郡役所に押し掛け, 郡長に面会を強要したのが発端で, 椅子をひっくり返し, ガラス戸を破る騒ぎとなって, ついには警官隊, 憲兵隊が出動し, 逮捕者(拘引検挙, 予審判事の取調を受けた者)210名(202名等の資料あり)を出したという前代未聞の事件であった。逮捕者のうち有罪者となった者は150名を数えた。なお, 資料によっては, 参加者を500余名とするものや, 箆旗(むしろばた)を立て, 竹槍まで用意したとするものがある。

この当時の渥美半島表浜の地曳網は, 主にイワシを漁獲していたが, 打瀬網が操業すると水揚げが1/3も減少するとの主張に見られるように被害者意識を有していたことや, 24年~25年(1891年~'92年)がイワシの不漁年であったことも事件の背景にあったようだ。

表浜における打瀬網漁は, 漁場が東西20裡, 南北6裡, 深さ10~40尋(1尋は, 両手を広げた時の長さで, 約1.5m), 時期が12~4月, 往復30時間以上をかけて三河湾から出漁してきた。地曳網より深い沖側の漁場で操業していたことが分かる。

なお, 国が行った打瀬網の有害・無害の調査については, 県の依頼により行われたと前述したが, この事件がきっかけとなって国が専門家を派遣したとする資料もある。

反打瀬網派の過激な陳情行動は, この事件の後も続発し, 神戸・六連村の漁民500余名, 和地・越戸村の漁民300余名, 高根村漁民180余名が郡役所に押し寄せようとしたが, 途中で警官隊と衝突事件を起こして阻止されたり, 警官隊の説得で解散している。さらに, 26年(1893年)3月には渥美半島の反打瀬網派漁民1,100余名が渥美郡田原村(現田原市)に集結して県庁(名古屋市)を目指したが, 田原警察署の急報で, 豊橋・新城・岡崎警察署や憲兵隊が出動し, 同郡相川村(現田原市)で阻止されている。

反打瀬網派の身を賭した努力にも拘わらず, 打瀬網禁止令は32年(1899年)に解除されたが, 翌33年(1900年), 県令で打瀬網の漁業禁止区域が設定されたため, 騒動は全面的に解決した。この時期, 渥美半島表浜の地曳網漁民が養蚕業に転業しだしたことも, 騒動が収束に向かった原因と思われる。

## (3) 操業の規制

明治27年(1894年)頃から, 三重県沿岸に出漁しだしたため, 県内の紛争は減少したが, 三重県漁民との紛争が起きるようになった。

本県が打瀬網禁止令を実質的に解除したのに対し, 三

重県は、打瀬網禁止令を施行し、25年（1892年）には福岡県、大分県と並びほぼ全面禁止の状況にあった。このため、三重県の打瀬網漁民の中には、愛知県で登録し、三重県沿岸で操業する者が現れた。

他の漁業や他県の漁民との紛争を防ぐため打瀬網の操業に制限を加える動きがあり、31年（1898年）には、「春の彼岸から八十八夜の十日下がりまで昼夜とも操業禁止」を定めたり、33年（1900年）には、「打瀬網操業禁止区域」を設定した。

しかし、32年（1899年）の「打瀬網禁止令」の解除や、打瀬網漁船の大型化もあって、三重県漁民との紛争など、漁場を巡る紛争は絶えなかった。

静岡県に関しては、39年（1906年）、沿岸3哩以内を打瀬網禁止としたため、本県打瀬網漁民の中には、遠く、千葉県、茨城県に出漁する漁民が現れた。このような折りに、底曳き網が愛知県から千葉県に伝わったようだ。明治年間末、再び、静岡県沿岸で操業するようになったため紛争が起こり、両県の担当局と漁民代表が会合し、協定を締結することで調整が図られた。

国は、42年（1909年）、「水族の蕃殖保護に関する取締方」の訓令を発出し、底曳網漁業を制限して、藻手繰網、藻打瀬網などを順次禁止する方針を示した。

#### (4) 朝鮮半島への移民

県は、打瀬網対策として、朝鮮半島への漁業移民に対する補助、まぐろ延縄漁業への転換など、減船政策を推進するとともに、明治36年（1903年）には、漁業法の施行を受け、「愛知県漁業取締規則」（県令）を公布している。

この当時は、軍事力を背景に、日魯漁業条約（1907年）、日韓漁業協定（1908年）を締結し、漁業面での海外進出が国策であった。

県の朝鮮半島漁業移民施策は、この国策に則るものであり、この施策を推進するに当たって、水産試験場は、「韓海漁業調査」として朝鮮近海における漁場探索、適応漁具の調査及び販路等の経済調査を39年（1906年）～大正2年（1913年）に実施し、朝鮮半島南東部麗水付近で玉斑貝（タイラギ）、赤貝（アカガイ）の好漁場を発見したと記録されている。また、出漁者に指導を行い、漁業経営の安定を図った。

#### 大正年間の打瀬網漁業

##### (1) 朝鮮半島への移民と朝鮮海への出漁

朝鮮半島の移住地は、朝鮮半島南東部麗水にあった。移民の規模は、大正元年（1912年）9月時点で、8戸、

26名、打瀬網6隻であったものが、6年（1917年）12月には、28戸、116名、打瀬網28隻に増加している。移住地の住宅問題に対処するためと考えられるが、家屋の建設が6年（1917年）10月に着工され、翌7年（1918年）5月に24戸が完成した（以下「移住地家屋」）。移住地家屋以外にも移住者が住み、15年（1926年）11月の記録によると、移住地家屋では29戸、129名、打瀬網34隻に対し、それ以外では30戸、114名、打瀬網22隻となっている。移住者は、宝飯郡三谷町（現蒲郡市）の出身者が多かったが、同郡大塚村・蒲郡町・塩津村・形原村・西浦村（以上現蒲郡市）や、知多郡師崎町・豊浜町（以上現南知多町）、幡豆郡幡豆村（現西尾市）からの出身者もいた。地元朝鮮人が打瀬網に多数雇用され、技術移転も行われた。

また、この頃には、県内からも多数の打瀬網が朝鮮海へ出漁するようになり、大正4年（1915年）に開始された「朝鮮海出漁者保護奨励事業」の効果もあって、6年（1917年）には、200人、87隻（打瀬網78隻、藻打瀬網6隻、鯛延縄1隻、鯖巾着1隻、磯魚釣1隻）との記録がある。

##### (2) 打瀬網の動力化

打瀬網は、引廻類に属し、風力・潮力・漕力を利用して横びきする漁法であったが、漁船の動力化と共に機械力を利用する漁法が考案され、大正8年（1919年）、山口県錦水丸（19トン、25馬力）が伊勢湾で操業し、その優れた成績に刺激されて漸次普及していった。

一方、引寄網に属する手繰網は、動力化と共に能率的な漁法に改良されて、従来の打瀬網との漁獲競争を生み、漁業紛争をひき起こしたため、10年（1920年）、国は「機船底びき網漁業取締規則」を制定し、打瀬網・手繰網漁業、貝けた・なまこけた漁業に限り、漁場の往復のみスクルーの使用を認め、機力による曳網漁法を禁止した。この「機船底びき網漁業取締規則」の公布で、伊勢・三河湾及び渥美外海の相当沖合までが禁止区域に設定されたため、一時、機船底びき網漁業が不振となった。

##### 昭和年間前期(戦前～戦中)の底びき網漁業

昭和10年（1935年）、「漁業法」が改正され、打瀬網の「網口開口板」が乱獲の元凶として禁止漁具に指定されたため、三重・静岡県水上警察が法律違反として愛知県打瀬網漁船を大量検挙し、三河の漁業者に痛撃を与えた。

翌年も、渥美外海に出漁する大型打瀬網漁船が板びき・操業区域等法令違反により相次いで検挙された。

12年（1937年）、「機船底びき網漁業整理規則」が公布された。この規則では22年（1947年）までに以東底びき網漁船の6割を削減する計画であったが、16年（1941年）までに約半数を減船するも、19年（1944年）3月に規則が廃止され、計画は頓挫した。

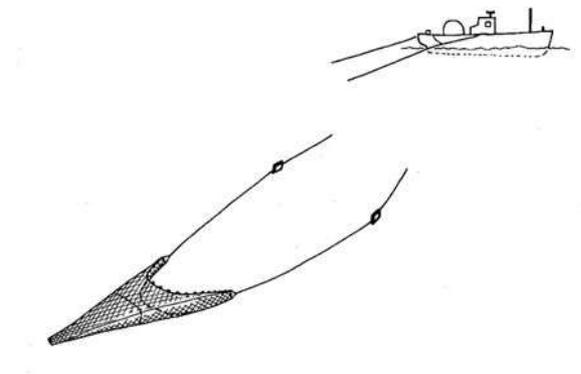


図2 板びき網  
出典：愛知県（1985）愛知の漁具漁法

### 昭和年間後期（戦後）の底びき網漁業

#### (1) GHQ 指導による底びき網の規制強化

無条件降伏した日本政府に代わって GHQ が軍政を敷き、日本の民主化を進めることとなった。

漁業は、戦争によって出漁不能という被害を受けたが、逆に資源保護が計られたため、魚は戦後飢餓時代の救世的存在であった。

しかし、戦後の食糧増産の美名のもと、底びき網漁業の急増と無秩序な操業によって、資源の乱獲と枯渇への道を突き進んだため、昭和26年（1951年）2月、GHQ 天然資源局が政府に「沿岸漁業に対する五ポイント計画」として底びき網漁業の秩序づけと取締り強化の指令を招くこととなった。

翌年（1952年）3月、国は、機船底びき網の取締り強化を図るため、15トン以上の以東底びき網漁業を対象に「中型機船底曳網漁業取締規則」を、15トン未満を対象に「小型機船底曳網漁業取締規則」を制定した。

この「小型機船底びき網漁業取締規則」の制定により、網口開口板を使った漁法が禁止されたため、本県底びき網漁業者は、厳しい立場に追い込まれた。

国は取締規則制定と併せて「小型機船底びき網漁業整理措置法」を制定し、27年（1952年）3月の告示で、小型機船底びき網の本県枠を2,184隻と定め、減船整理を推進した。

機船底びき網漁船の減船整理は、26年（1951年）に開始され、29年（1954年）までの4ヶ年で222隻、2,577トンを廃船（沈船による魚礁造成）、又は、漁業種類の転

換を行った。

また、27年（1952年）12月の告示で、伊勢湾・三河湾は特殊海域とされ、馬力規制が設けられた。

#### (2) 静岡入漁

昭和26年（1951年）7月、本県小型機船底びき網漁業者と静岡県しらす船びき網漁業者による入漁に関する協定が締結された。愛知県の底びき網が静岡県に入漁する代わりに、静岡県の船びき網が愛知県に入漁するという内容で、本県しらす船びき網には極めて不満の残る協定であった。

この協定とは別に、41年（1966年）、愛知・静岡両県しらす船びき網20統ずつの相互入会操業協定も締結され、静岡入漁は、二つの協定に基づく入会操業が行われるようになった。協定は、通常3年毎に更新されてきたが、操業条件等について両県漁業者の調整が整わず、平成13年（2001年）4月30日で協定切れとなった。なお、実質的には、しらす漁業に関する漁業者間協定が整わず、12年（2000年）4月から入会は行われていない。

#### (3) 紀伊水道沖合漁場の開発

昭和28年（1953年）9月、水産試験場は、名古屋大学水産学教室の協力を得て、水産庁等の立会のもと、紀伊水道沖合漁場調査を29年（1954年）3月まで実施した。ニギス、アオメエソ等の資源が豊富で、30年（1955年）10月、愛知県7隻（他に三重県3隻）の入り合いが認められた。

#### (4) 伊豆七島沖漁場の開発

昭和31年（1956年）、水産庁は、中型機船底びき網漁業の沖合化によって、沿岸漁業との摩擦を避けるべく、新漁場の開発を企画し（「新漁場開発試験操業実施要領」を制定）、本県水産試験場に「伊豆諸島周辺海域の漁場開発調査」を委託した。

この試験調査の実施にあたり、地元東京都の沿岸漁業者とのトラブルを回避するため、同年（1956年）5月、愛知県沖合底曳網漁協と東京都の伊豆七島沖漁場の入漁協定を締結した。

翌32年（1957年）1月に調査は完了し、アオメエソ、サメ類が豊富であったため、東京都に入漁を申し入れたところ、33年（1958年）3月、水産庁の立ち会いで、本県船7隻の東京都への入漁協定が成立した。なお、38年（1963年）には8隻が入漁可能となった。

## (5) 板びき網の制度化運動の開始

昭和31年(1956年)、国は「小型機船底びき網漁業取締規則」を一部改訂し、農林大臣が指定する海域・期間では滑走装置及び網口開口板の使用が可能となり、「制度化」の道が開かれた。

33年(1958年)1月、本県漁業者は、「愛知県板びき網合法化運動協議会」を設置し、水産庁への陳情など、板びき網の制度化に取り組んだ。

板びき網の制度化は、伊勢湾が39年(1964年)11月、三河湾が45年(1970年)2月、渥美外海が遅れに遅れて平成24年(2012年)3月であった。

## (6) 和歌山県の抗議

減船整理を乗り越えて復興した底びき網漁業であったが、一部の漁業者による無秩序な操業と、他の漁業との紛争、とりわけ他県沖合侵犯が後を絶たなかった。

それを裏付ける事例であるが、昭和32年(1957年)1月、本県板びき網漁船が和歌山県沖合をしばしば侵犯したことから、和歌山県代表が抗議のため来県した。

このような他県への侵犯は、紛争の原因となることから、隣県への影響を重視する水産庁が制度化に慎重な立場を取ったのは一理ある。

## (7) 伊勢湾におけるまめ板網(板びき網)の制度化

昭和27年(1952年)の「小型機船底曳網漁業取締規則」で禁止された網口開口板を使った漁法(まめ板網:板びき網)であるが、伊勢湾では、三重県にも同種の漁業があるものの、主漁場(伊勢湾南部)の関係から三重県湾口部の離島関係漁業者と漁場競合の問題があり、37年(1962年)からまめ板網の制度化に向け、三重県の同種漁業者と歩調を合わせて、三重県側と協議を開始した。

39年(1964年)6月、愛知・三重連合海区漁業調整委員会において操業区域と制限馬力の緩和(20馬力→35馬力)で両県の意見が一致し、同年8月に農林大臣宛に申請、同年11月の農林省告示で、制度化された。なお、制限馬力については、それぞれの県が漁業調整規則で規制することとされた。

制限馬力が35馬力に緩和されたとはいえ、機関の種類には船用と自動車エンジン(三重県側)があり、愛知・三重両県で、制度化された漁場を機関の種類や制限馬力で分割する方向(自動車エンジンと制限馬力35馬力の漁船に操業区域を一部制限する方向)で協議され、40年(1965年)1月の愛知・三重連合海区漁業調整委員会で、操業海域が次のとおり決定された。

自動車エンジンの操業区域は、美浜町野間埼灯台と三

重県津市贅埼灯台を結ぶ直線の北側海域。制限馬力35馬力の操業区域は、制度化された海域から伊勢湾南部三重県側の一部海域(伊良湖埼灯台と贅埼灯台を結ぶ直線と、南知多町篠島北端と三重県松坂市松坂港灯台を結ぶ直線以南の海域)を除く海域。なお、制限馬力20馬力の操業区域は、制度化された海域と同一であった。

## (8) 三河湾におけるまめ板網(板びき網)の制度化

前述のとおり、伊勢湾におけるまめ板網は昭和39年(1964年)11月の農林省告示で制度化された。三河湾におけるまめ板網の制度化運動は、これに刺激され、40年(1965年)8月の県議会現地視察に際して、県漁連幡豆支部(現県漁連西三支部)が「渥美外海の板びき網と三河湾のまめ板網の合法化」を要望することでスタートした。

水産庁への陳情も活発に行われ、その一例となるが、41年(1966年)11月に、水産課長始め、15関係組合長、紹介代議士3名(丹羽兵助、中垣国男、中野四郎)等水産庁長官に陳情した際の記録が「愛知の水産第99号」(県漁連発行、S42/1)に載っている。水産庁の意見は、効率的な漁法で資源的に検討する必要がある、問題が多く極めて困難と、厳しい内容であった。

漁業者は、同年(1966年)12月に「三河湾まめ板網漁業協会」を設立し、県の指導の下、資源や漁場で競合する県内関係漁業者の同意を得ながら、水産庁への陳情を繰り返した。

その甲斐あって、三河湾におけるまめ板網は、45年(1970年)2月の農林省告示で、漁業、海域、期間が指定され、制度化された。

なお、まめ板網の操業期間については、伊勢湾の周年に対して、三河湾が3月~12月である。伊勢湾では、まめ板網が普及する以前の帆(打瀬)で曳く備前網は、冬季でも北西風を利用して、三重県四日市から美浜町野間にかけて操業していたため周年操業が認められたようだ。一方、三河湾では、水深が浅いため冬季には水温が伊勢湾より低く、魚が獲れず、操業実態がないことや、ノリ養殖を行う者が多かったことで1月~2月が禁漁になったと考えられる。

## 平成年間の底びき網漁業

### —渥美外海における板びき網漁業の制度化—

板びき網(まめ板網)漁業の制度化については、昭和30年(1955年)12月の海区漁業調整委員会において認知されたが、31年(1956年)の「小型機船底びき網漁業取締規則」一部改正以降、水産庁等に対する制度化の陳

情や関係漁業者との調整が進められ、伊勢湾では 39 年 (1964 年)、三河湾では 45 年 (1970 年) に実現したのは前述のとおりである。

残る渥美外海については、28 年 (1953 年) 12 月に設立された「外海底曳組合」(40 年 (1965 年) 10 月頃、「外海底びき網漁業協会」に名称変更) が制度化に取り組んできたが、三重・静岡両県の同意が得られなかった。特に三重県漁業者は、本県の小型機船底びき網漁業者が三重県沿岸で操業を行い、漁具被害を与えるなどの行為を繰り返したとして、制度化に強く反対してきた。

本県関係漁業者は、三重県漁業者の不信感を解消し、同意を得るため、次のような血を流す努力を行ってきた。

- ・ 46 年 (1971 年)、三重県漁業者とのトラブルを回避するための自主規制ライン (6 マイル線) を設定 (6 マイル線以西は操業禁止)。
- ・ 48 年 (1973 年)、操業漁船 30 隻を自主減船。
- ・ 57 年 (1982 年) の水産庁の指導 (愛知・三重両県漁業者による民間操業協定の締結) に基づき、漁業者間交流の促進や、三重県行政と意見交換の実施。
- ・ 平成 15 年 (2003 年) 2 月、水産庁の指導により、外海で操業する板びき網船全船に、GPS を利用した位置監視システムを搭載。

こうした中、18 年 (2006 年) 10 月、三重県が本県に協議せず一方的に渥美外海において「さより船びき網漁業」を許可したことを発端に、水産庁の指導を得て、渥美外海における各種の漁業調整上の問題を検討するため、両県の行政・漁業関係者、水産庁を構成員とする「伊勢湾口海域の水産資源の管理と利用のあり方検討会」が 21 年 (2009 年) 5 月に設置され、さより船びき網を解決した後に、水産庁課長補佐の精力的な指導を得て、板びき網についても検討が行われた。

議論の中で大きな問題となったのが、板びき網操業区域の西端となる三重県側ライン (禁止ライン) で、この画定のため、「愛知・三重連合海区漁業調整委員会禁止ライン検討・画定協議」が設置され、23 年 (2011 年) 11 月 14 日開催の第 2 回会議で禁止ラインが決定された。同年 (2011 年) 11 月 25 日には愛知・三重両県の漁業に関するパイプとも言える「漁業に関する協定」が締結され、漁業調整規則改正等の一連の事務を経て、翌 24 年 (2012 年) 4 月 1 日に「渥美外海板びき網漁業」として制度化された。外海底びき網漁業協会の 60 年の永きにわたる悲願がここに成就した。

この事務に携わった県担当者の O 主任主査 (現水産課課長補佐) は、制度化が実現できたポイントとして、次の 2 点をあげている。

- ・ 今般の社会情勢 (情報社会、コンプライアンス等) の中、水産庁は、小型機船底びき網漁業取締規則所管省庁として、非制度化の状態 (水産振興施策の対象にできない) をこれ以上放置できなくなった。
- ・ 外海底びき網漁業協会が一致団結し、関係漁業者 (三重県及び愛知県内) の理解を得るため、長年に渡り、秩序維持に努力してきた。

その結果、三重県内に理解者を得ることができ、愛知県内の他業種の漁業者にも制度化の意思統一がなされたため、制度化交渉時に一枚岩となって対応できたと結んでいる。

## 文 献

- 1) 東海区水産研究所 (1981) 三河湾・環境と漁業
- 2) 愛知県水産試験場 (1955) 愛知県水産試験場六拾年史
- 3) 愛知県水産試験場 (1994) 水産試験場創立百周年記念誌
- 4) 玉越紘一 (2000) 愛知県の底びき網漁業のあゆみ、愛知水試研報 7 号
- 5) 愛知県 (2013) 愛知県史資料編 24 近代 1 政治・行政 1
- 6) 愛知県 (2000) 愛知県史資料編 28 近代 5 農林水産業
- 7) 愛知県文化会館図書部 (1980) 明治以降愛知県史略年表 産業経済編
- 8) 愛知県 (1949) 愛知県水産業の現勢
- 9) 愛知県水産課 (1950) 水産要覧 昭和 25 年度版
- 10) 愛知県水産課 (1951) 愛知の水産 昭和 26 年度版
- 11) 愛知県農林部水産課 (1955) 愛知県水産現況 昭和 30 年度
- 12) 愛知県水産課 (1956) 愛知県水産要覧 1956
- 13) 愛知県農林部水産課 (1957) 愛知県の水産 1957
- 14) 愛知県水産課 (1965) 愛知県水産要覧 1965
- 15) 愛知県農林部水産課 (1977) 愛知県水産要覧 1977
- 16) 愛知県農業水産部水産振興室 (1984) 愛知県水産要覧 1984
- 17) 愛知県農業水産部水産振興室 (1995) 愛知県水産要覧 1995
- 18) 愛知県農林水産部水産課 (2008) 愛知県水産要覧 2008
- 19) 愛知県 (1985) 愛知の漁具漁法
- 20) 愛知県総務部 (1998) 愛知県史民族調査報告書 1 篠島
- 21) 愛知県教育委員会 (1968~'69) 三河湾・伊勢湾漁労

習俗緊急調査報告 第Ⅰ集～第Ⅱ集

- 22) 豊橋市 (1982) 豊橋市史 第三卷
- 23) 蒲郡市 (2006) 蒲郡市史 本文編 3 近代編・民俗編
- 24) 渥美町 (1991) 渥美町史 歴史編 下巻
- 25) 南知多町 (1991) 南知多町誌 本文編
- 26) 西尾市 (1978) 西尾市史 近代四
- 27) 西尾市 (2013) 幡豆町史 本文編 3 近代・現代
- 28) 吉良町 (1994) 吉良町史 近代・現代
- 29) 一色町役場 (1987) 一色町誌 (1970 初版, 復刻版)
- 30) 片岡英三 (1987) 名古屋南部史 (1952 初版, 復刻版)
- 31) 高豊史編纂委員会 (1982) 高豊史
- 32) 三谷町誌編纂事業実行委員会 (2007) 今昔の三谷, 続今昔の三谷
- 33) 品川誠 (1995) 風の変容 三河・伊勢湾の風系と「海の朱鷺—愛知県型打瀬船」
- 34) 金田禎之 (1995) 日本の漁業と漁法, p12~14
- 35) 知多市民族博物館 (1980) 打瀬船
- 36) 知多市教育委員会 (1985) 知多半島の漁撈文化, 知多市文化財資料 第 21 集
- 37) 愛知県漁業協同組合連合会 (1999) 愛知県漁連五十年のあゆみ
- 38) 三谷漁業協同組合 (1986) 三谷漁協のあゆみ
- 39) 蒲郡市博物館 HP : 三河湾の船
- 40) 愛知県, 愛知県漁業取締規則
- 41) 愛知県, 愛知県漁業調整規則

愛知の水産関連年表(打瀬網・底びき網関連)

西暦	和暦	月日	事 項
縄文時代 (～前 300 頃)			鳴海丘陵の雷貝塚, 本刈谷貝塚, 寺津貝塚, 豊川の稲荷山貝塚, 吉胡貝塚, 伊川津貝塚, 保美貝塚などの貝塚で, 魚の骨, 鹿角製釣針が発見 漁具のおもりに使用した石錘が南知多町片名で発見
弥生文化期 (前 300～350 頃)			鉄製の釣針の使用
大和時代 (350 頃～710)			木簡の記録によると, 三河, 幡豆, 篠島の地名とともに, サメ, ワガ (メバル), スズキ, クロダイが貢物として藤原宮 (694～710) に献上
大宝 1 (701)			大宝律令の雑令中に「山川藪沢の利用は公私之を共にす」と定め, 海川における漁業は万民の自由を原則とする趣旨
万葉時代 (7 世紀後半～8 世紀後半)			天然の良港「須佐の入り江」(豊浜) が万葉集巻十一に歌われる 「味鴨の住む すさの入江の 荒磯松 吾を待つ児らは ただ一人のみ」(味鴨: アジ)
奈良時代 (狭義) (710～'84)			平城京跡から出土の木簡中の贄札 50 点中 36 点が参河国幡豆郡篠嶋, 折島 (佐久島) からのもの 「佐米楚割 (サメズワリ: サメの身がきニシン様のもの) 并赤魚」の献上が記載
奈良時代 (710～'94) ～			三河湾の特産物として, タイ, アワビ, ナマコ, 海藻類, 塩が加工品として, 都に出荷(「延喜式」主計帳に記載)
平安時代 (794～1192)			篠島で伊勢神宮の三大祭に供えられる神饌「おんべ鯛」の奉納が始まる (起源は不明, 一説には, 1192 年, 篠島に立ち寄った倭姫命 (ヤマトヒメノミコト) の命による (「皇太神宮年中行事」写本による記録)) 神宮の記録では「干鯛」, 篠島の記録では「御弊鯛 (オンペイダイ)」
南北朝時代 (1335～'92)			師崎が「吉野～伊勢～東国」を結ぶ海上ルートの拠点, 一本釣り, 延縄等の釣漁が盛況
鎌倉時代			源頼朝が野間で地曳網によるイワシ漁を見たと伝えられる 土豪・豪族が漁場の支配権を持つ (六条潟と西浜の歴史, S56/10)
戦国時代 (1485～1573)			漁業は延縄, 一本釣りに留まり, 網漁具の本格使用は江戸時代以降
慶長 1 (1596)			篠島の板谷金兵衛が悪天候で足止めされた徳川家康を吉田 (現豊橋市) まで送り届け, その報償として「金べさのお墨付き (駿河～紀伊 7ヶ国の漁業権, 渥美半島外浜・西浜の営業権)」を得た (伝承)
慶長年間 (1596～1614)			尾張三河で揚繰網 (巻網の一種で, 手船 1 艘, 網舟 2 艘, 36 名) が発達し, 後に全国に広がる 南知多, 東幡豆, 形原, 牟呂などが中心で, 江戸時代から明治年間に一時期を画す
慶長 7 (1602)			師崎領主千賀がイワシ漁 (地曳網) の改良普及に努める
慶長 16 (1611)			徳川家康が師崎の千賀邸を訪問し, 日間賀島のタイ網漁を見たのを機に, 日間賀島の東里が江戸の将軍に, 西里が尾張藩主に御用鯛を献上することになる (明治維新後も御用旗を立てて操業し, 三河の漁船を追い払ったため, 行政問題となった)
江戸時代 (1603～1868)			この時代の漁業制度の思想は, 「磯猟 (いそりょう) は地付 (じつき) 根付 (ねつき) 次第なり, 沖は入会 (いりあい)」 (漁場は地元の総有, 漁業権は幕藩領主の支配下とされる) 渥美半島の表浜 (遠州灘), 西浜 (中山水道), 湾奥の西浦, 大塚などの砂浜の発達した漁村でイワシ, アジ, サバ, コノシロ, カニ, ウナギ, ボラ, スズキ等を地曳網で漁獲 (尾張部では砂浜の発達が悪く, 僅かに野間, 内海で操業) イワシの大豊漁期が, 元禄 (1688～1703) から享保 (1716～'35), 寛政 (1789～1800) から天保 (1830～'43) の 2 回

西暦	和暦	月日	事 項
元禄 4 (1691)			日間賀島の船数 121 艘で知多郡最多 (タコ釣り, ワカメ切り, テングサ採り, 刺網, 小網, 藻曳き, 突きとり, 繰網) (知多郡船勢)
享保 17 (1732)			宝飯郡三谷村 (現蒲郡市三谷町) 若宮八幡宮の棟札に「にがしお」の記録と, 「つなし大漁」の記述あり
元文 5 (1740)			「三河国二葉松」に, 宝飯郡の村名欄に湊として, 三谷湊, 御津湊, 御馬湊, 前芝湊の 4ヶ所が記載, その他海辺の村には磯が付され, 不相磯, 大塚磯, 形原磯, 西浦磯が記載
明和 5 (1768)			若年寄水野忠友, 碧海郡大浜村 (現碧南市) に大浜陣屋を設置, 商工業, 漁業, 湊・浜での賃稼ぎ, 出稼ぎ (前浜新田開発), 女性の木綿稼ぎ等で, 人口が急増 (1767 年→1867 年, 大浜村 5,461 人→8,611 人, 棚尾村 997 人→5,790 人 参考: 1896 年 (M29) 刈谷町 2,676 人, 知立町 3,531 人)
江戸時代～太平洋戦争			江戸時代以降, 新田開発で, 渥美湾, 衣浦湾を中心に約 10,000ha の干潟が農地に転用 (現三河湾面積の 1/6 に相当)
嘉永 6～7 (1853～'54)			愛知郡下之一色村 (現名古屋市中川区), 知多郡新知村 (現東海市) でトリガイまんが漁が隆盛
文久年間 (1861～'63)			知多郡亀崎村 (現半田市亀崎町) に打瀬網が導入
幕末以前			三谷湊が関千軒と並び「三谷千軒」と言われた (理由: 遠州灘に湊がない, 船着場が三河湾第一)
幕末期			宝飯郡三谷村 (現蒲郡市三谷町) の藤田弥次郎, 打瀬網を開発
幕末期			宝飯郡三谷村 (現蒲郡市三谷町) の長田善右衛門, アカガイまんが漁法を開発
1869	M2		「版籍奉還」で旧領主権が消滅
1870	M3		三河湾で, 宝飯郡三谷村 (現蒲郡市三谷町) の打瀬網とイカ入藻及びナマコ曳漁業者紛争
1870	M3～5		打瀬網が巾着網の邪魔になると紛争
1872	M5～6		打瀬網が伊勢湾口, 渥美外海に出漁
1875	M8	12/	海面の官有を宣言 (太政官布告 195 号) 漁場使用は, 旧慣が尊重されたが, 各府県が国の意向を伺いながら実施
1879	M12	9/	愛知県, 「水産保護方取調」布達
1881	M14～		打瀬網派と反打瀬網派が有害・無害で激しく対立
～'82	15		打瀬網 1,600 隻を数え, 益々盛ん
1882	M15 頃		三河地区の打瀬網・まんが漁船が伊勢湾に出漁を開始
1883	M16		本県開催の東海農区五県連合勸業会で打瀬網処分が提案
1884	M17		静岡県開催の東海農区五県連合勸業会で打瀬網処分が提案
1885	M18		打瀬網の是非論が益々盛ん
1886	M19	3/	愛知・三重・静岡 3 県協議し, 「打瀬網と類似漁法を猶予期間 3 年で禁止」を布告 「愛知県沿海漁業組合」設立 (県令第 15 号) 打瀬網漁民が組合 (愛知県沿岸漁業組合?) を結成, 打瀬網禁止令に対抗 打瀬網 2,503 隻
1887	M20		知多郡豊浜村 (現南知多町) で愛知県型打瀬網 (ゴザ帆から布帆, 大型船化: 幅 7 尺, 長さ 40 尺) が出現
1889	M22	3/	「打瀬網及び類似漁法の猶予期間 2 年延長」(県令) 県令以後, 猛烈な反対運動, 陳情

西暦	和暦	月日	事 項
1889	M22		打瀬網 2,986 隻
1891	M24		県令で打瀬網の禁止令を当分の間の延期を通達
			打瀬網 5,339 隻
1892	M25		知多郡苅屋村（現常滑市苅屋）の岩田一太郎が備前から備前網を導入
			渥美郡片浜十三里（伊良湖岬近傍「日出の石門」から浜名湖「今切れ口」まで続く約 52km の砂浜）で地曳網元等の打瀬網禁止派が渥美郡役所（渥美郡豊橋町、現豊橋市）に乱入し、警官隊と衝突事件発生（後に「三州打瀬網騒動」として有名になる）
1893	M26	2/	県は国へ打瀬網の有害・無害についての調査班の派遣を要請
		9/	打瀬網の有害・無害について、国は調査したが、両者間の情勢険悪で白黒決せず、「利害相半ばす」と曖昧な結論
1894	M27		打瀬網漁民が三重県沿岸に出漁しだしたため、県内の紛争が急減
1896	M29		巾着網が試験操業
			知多郡亀崎町（現半田市）の打瀬網 85 隻
1897	M30		備前網が備前から三重県に伝わる
1898	M31		打瀬網が「春の彼岸から八十八夜の十日下がりまで昼夜とも操業禁止」を協定
			この頃から、三河・南知多の打瀬網漁民が遠州灘に出漁
1899	M32		巾着網 2 統が本格操業、以降、県内に普及
			「打瀬網禁止令」を解除
1900	M33		「打瀬網操業禁止区域」を設定
		2/	愛知県の打瀬網漁民が三重県漁場で度々紛争を起こす
		3/	三州打瀬網騒動が解決
			水産試験場本場を知多郡篠島村（現南知多町）に移設、「漁ろう部」、「製造工場」を新設
			三河湾で、アカガイ、トリガイが豊漁
1901	M34		漁業秩序確立の基本法として「漁業法」が制定、漁業組合についても規定
			打瀬網の隆盛により漁場紛争が激化
			打瀬網の大型船（幅 12 尺、長さ 50～60 尺）が出現
			知多郡亀崎町（現半田市）の打瀬網 100 隻
			県は打瀬網対策として、補助金を交付し、打瀬網漁民の朝鮮半島への漁業移民を奨励
1903	M36		「漁業法」が施行
1903	M36		宝飯郡三谷町（現蒲郡市三谷町）平野長右衛門他 3 隻の打瀬網漁船が県補助金を受け、朝鮮海洛東江下流へ出漁
			「愛知県漁業取締規則」（県令）が公布（S7 まで 18 回の漁業取締り関係県令を出す）
1906	M39	1/	静岡県、沿岸 3 哩以内を打瀬網操業禁止（茨城・千葉県への出漁の端緒）
			宝飯郡三谷町中浜の広中末三郎が打瀬網の帆として「アイノコ帆」を考案、以後普及
			打瀬網の漁船が大型化（幅 16 尺、長さ 90 尺）
			水産試験場、「韓海漁業調査」に着手、朝鮮近海の漁場探索、適応漁具、朝鮮における販路等を調査（T2 まで実施）
			県内の打瀬網 7 隻、藻打瀬網など 9 隻が朝鮮海へ出漁
1907	M40		多数の打瀬網が朝鮮海へ出漁
1908	M41	12/19	漁ろう試験船「愛知丸」（19 トン、ケツチ型、木造帆船）竣工、遠洋ビームトロールの試験操業を開始

西暦	和暦	月日	事 項
1909	M42		国は「水族の蕃殖保護に関する取締方」の訓令を発し、底曳網漁業を制限し、藻手繰網、藻打瀬網などを順次禁止する方針
			三谷町役場の三谷駅開設陳情資料に、三谷漁港の出入漁船総数 36,900 隻（大半が打瀬網で、宝飯・渥美・碧海・知多 4 郡及び三重県のもの）
1912	M45	2/	愛知・静岡両県の当局者・漁民代表が舞阪で会合、愛知県打瀬網の違反操業に関して協定締結を決定
		T1	宝飯郡三谷町（現蒲郡市三谷町）の鈴木代蔵が銚子・九十九里で打瀬網漁法を伝授
			打瀬網のアイノコ帆が改良され「シンシ帆」に発展 県内の打瀬網 35 隻、藻打瀬網など 11 隻が朝鮮海へ出漁
1913	T2	水産試験場、漁ろう試験船「愛知丸」に石油発動機（25 馬力）を搭載し、深海ビームトロール漁業試験を実施（T3?）	
1914	T3	4/	朝鮮全羅南道麗水に居住する愛知県人が「愛知県人会」を組織
1915	T4		「朝鮮海出漁者保護奨励事業」開始、朝鮮海出漁者は 113 人、43 隻（打瀬網 31 隻、藻打瀬網 8 隻等）
		5/1	愛知県人会が「在鮮愛知水産業組合」に改称
		12/	水産試験場、技手中北静を朝鮮に派遣し、釜山、麗水に「愛知県水産組合連合会朝鮮海派出所」を開設
			水産試験場、遠州灘で「底魚漁場調査」を実施（T7 まで） ユメカサゴ、深海性アカエビ、テナガエビ（アカザエビ?）を新種として発見
1916	T5	朝鮮海出漁者は 200 人、68 隻（打瀬網 56 隻、藻打瀬網 9 隻等）	
1917	T6		朝鮮海出漁者は 233 人、87 隻（打瀬網 78 隻、藻打瀬網 6 隻、鯛延縄 1 隻、鯖巾着 1 隻、磯魚釣 1 隻）
		10/	麗水に家屋 24 戸建設（T7/5 完成）
1918	T7	6/	「愛知県水産組合連合会朝鮮海派出所」を廃止、代わって、愛知県人中山猿満が囑託として指導・監督
1919	T8		山口県漁船「錦水丸」（19 トン、25 馬力）が伊勢湾で機船底びき網を操業、優秀な成績に漁船の動力化が拍車
			宝飯郡三谷町（現蒲郡市三谷町）で機船底びき網が開始
1921	T10	9/	国は「機船底びき網漁業取締規則」を制定、打瀬網・手繰網漁業、貝けた・なまこけた漁業に限り、漁場の往復のみスクリュウの使用を認め、機力による曳網漁法を禁止
			「機船底びき網漁業取締規則」の公布で、伊勢・三河湾及び渥美外海の相当沖合まで禁止区域に設定し、一時機船底びき網漁業が不振となる
			朝鮮の「愛知県移住村」の指導・監督囑託中山猿満が辞任、移住者の安藤牧之助がその任に当たる
			この年から、漁船の動力化のテンポが進む
1922	T11		宝飯郡形原町（現蒲郡市形原町）の石田佐吉、発動機付漁船「愛石丸（17 トン）」で渥美外海を操業、県内初の機船底びき網
			水産試験場、アジ・サバ巾着網（らんぶ網）を試験導入
1923	T12	宝飯郡西浦村（現蒲郡市西浦町）神島久左衛門が三河地区で初めて打瀬網漁船にエンジン（神戸三三年製）を導入	
1924	T13		機船底びき網漁業は、東経 130 度を境に、以東底びき網漁業と以西底びき網漁業に制度上区分

西暦	和暦	月日	事 項
1926	T15	11/	「愛知県移住村」及び周辺の鍾浦在住者 59 戸
			この頃、機械曳まんが漁法が完成
1927	S2		水産試験場、タイ巾着網を試験導入
1928	S3		この頃、深海底びき漁法が開発
1931	S6		取締船「愛知丸」建造
1932	S7		機船底びき網漁業が農林水産大臣の許可に移管
1933	S8	6/	国は「機船底びき網漁業取締規則」を大幅に改正、打瀬網漁船は規則違反で続々逮捕（停船罰金）
1935	S10		「漁業法」が改正され、打瀬網の「網口開口板」が乱獲の元凶として禁止漁具に指定、三河の漁業者に痛撃、三重・静岡県水上警察が法律違反として愛知県打瀬網漁船を大量検挙
1936	S11		渥美外海に出漁する大型打瀬網漁船が板びき・操業区域等法令違反で検挙相次ぐ
1937	S12		「機船底びき網漁業整理規則」の公布（S22 までに以東底びき網漁船の 6 割削減を計画、S16 までに約半数を減船するも、S19/3、規則を廃止）
1938	S13	7/19	支那事変の戦火拡大、揚子江遡上作戦のため、陸軍兵員輸送に愛知県の大型打瀬網漁船 100 隻が徴用（三谷 4、形原 32、西浦 21、幡豆 5、一色 15、大浜 5、豊浜 11、篠島 4、知多八幡 4、計 100 隻、三谷港に 7/19 集合、花火合図で出港）
		9/	第 2 次徴用で、三谷 2 隻が応召、現地で第 1 次船団と合流、S15/11 までに無疵で帰還
			県内の大型打瀬網漁船の徴用により、水揚げは激減
1940	S15	10/	宝飯郡三谷町（現蒲郡市三谷町）の打瀬網船団が伊豆七島の近海マクロ延縄を試験操業
1944	S19		国は以東機船底びき網漁業の許可事務を再び知事に委任
			県内の以東機船底びき網漁業者が「東海機船底びき網組合」を結成し、企業合同
1946	S21		ランプ網のアジ、サバ、ウズ、タイ、巾着網のボラ、セイゴ、カタクチが大漁
1947	S22		以東機船底びき網漁業許可が再度農林大臣許可となる
1950	S25	3/14	「漁業法」が施行
		3/14	「愛知県漁業取締規則の効力に関する規定」が制定
		8/1	東海機船底びき網漁業協同組合が設立、名古屋に事務所を設置
		10/	水産試験場調査船「海幸丸」（27 トン、木船）が熊野灘で「機船底びき網漁業試験」に着手（S26/6 まで実施）
			「愛知県漁業取締規則」が制定
1951	S26	2/	GHQ 天然資源局が政府に「沿岸漁業に対する五ポイント計画」として底びき網漁業の秩序づけと取締り強化を指令
		5/	機船底びき網漁船の減船整理が開始（S29 までの 4 ヶ年で 222 隻、2,577 トンを廃船、又は、漁業種類の転換）
		7/28	愛知県小型機船底びき網漁業者と静岡県しらす船びき網漁業者による入漁に関する協定が締結
		11/1	「愛知県漁業調整規則」が公布
			渥美外海で源式網、タコ壺漁業者と打瀬網漁業者との紛争が発生
1952	S27	1/24	打瀬網漁業とたこ壺漁業（篠島）が渥美外海のたこ壺漁業で協定（赤羽根村高松～二川町三本松の沖合 15～19 尋内はたこ壺漁場）
		3/10	国は 15 トン以上の以東底びき網漁業を対象に「中型機船底曳網漁業取締規則」を、15 トン未満を対象に「小型機船底曳網漁業取締規則」を制定

西暦	和暦	月日	事 項
1952	S27		国は「小型機船底びき網漁業整理措置法」を制定，小型機船底びき網の本県枠が2,184隻となる
			中型機船底曳網漁船が県内49隻
1953	S28	1/26	愛知県中型機船底曳網漁協（名古屋市中区伊勢町）が設立（S37：愛知県沖合底びき網漁協に名称変更，H10：解散）
		9/	水産試験場が名古屋大学水産学教室の協力を得て「紀伊水道沖合漁場調査」に着手（S29/3まで実施）
		11/6	本県小型機船底びき網漁船の静岡県天竜川河口中央正南線以西海域に21隻の入漁協定成立
		12/24	板びき網漁業者が「外海底びき網組合」を組織（事務所：水産会館）
1954	S29	11/	水産試験場が名古屋大学水産学教室の協力を得て「渥美外海における板びき漁法に対する資源調査」を実施
1955	S30		底びき網漁船の減船整理（S26～29）により，15トン以上の小型機船底びき網漁船が消滅
		3/5	小型機船底びき網漁船の静岡海域入漁協定が更新
		4/30	外海底曳網組合は板びき網合法化で農林大臣に陳情
		8/31	沖合底びき網漁協所属船の和歌山県沖合操業を水産庁が認可
			この頃，漁業改革で，中層2そう曳，曳網の中間に網口開口板を用いた中層1そう曳網漁法等の導入・考案する漁業者が現る
			県内板びき網操業者150隻
1956	S31	1/	「小型機船底びき網漁業取締規則」一部改正
			水産庁が中型機船底びき網漁業の漁場開発のため「新漁場開発試験操業実施要領」を制定
		3/	小型機船底びき網知事許可枠2,011隻となる（S27比で173隻減）
		4/	水産試験場が「伊豆諸島周辺海域の漁場開発調査」を実施（メヒカリ，サメ類が豊漁）
		5/30	愛知県沖合底曳網漁協と東京都の伊豆七島沖漁場の入漁協定成立
			この頃，「まめ板漁法」が三重県津市雲津地区を経て知多郡豊浜町（現南知多町）に伝わる
			県内の帆打瀬網が916隻，禁止漁法の板びき網が160隻操業
1957	S32	1/18	本県板びき網漁船が和歌山県沖合をしばしば侵犯し，和歌山県代表が抗議で来県
		2/14	水産庁が「太平洋中部海区中型底びき網漁業調整協議会」を開催（於蒲郡市・水産試験場），静岡・愛知・三重・和歌山・徳島・高知の6県が出席
		2/	外海底びき網組合が水産庁に「板びき網漁業合法化」を陳情
		3/	外海底びき網組合が水産庁に「板びき網漁業合法化」を陳情
		4/	外海底びき網組合が「板びき網漁業合法化」で漁民大会を開催（於蒲郡市，三谷漁港）
		4/	外海底びき網組合が「板びき網漁業合法化」を県議会議長に陳情
		5/	県議会水産議員連盟が三重・静岡両県議会宛に「板びき網漁業合法化」を陳情
		5/	三重・静岡両県知事が「板びき網漁業合法化」反対旨回答
		6/	水産庁が愛知・三重両県の「板びき網漁業合法化」に関する事情を聴取
		7/	外海底びき網組合が，県議会議長の同行を得て，水産庁に「板びき網漁業合法化」を陳情
		11/15	第四管区海上保安本部長が県内漁協代表へ「伊勢湾の板びき操業の禁止と取締強化」を傳達
			この頃から，豊浜漁協が「まめ板漁法」を備前網漁業の兼業対策として指導し，逐次本格化
1958	S33	1/14	「愛知県板びき網合法化運動協議会」が発足
		2/	県議会が「板びき網合法化」で三重県議会に陳情
		3/	水産庁立会で，沖合底びき網組合と東京都の間で伊豆諸島への入漁協定が成立

西暦	和暦	月日	事 項
1958	S33	5/	中型機船底びき網漁船 7 隻の伊豆諸島への入漁が決定
		6/	愛知・三重両県知事が「板びき網合法化」で懇談
		12/	外海底びき網組合が水産庁に「板びき網漁業合法化」を陳情
		12/	愛知, 三重両県議会代表が「板びき網漁業合法化」で懇談
1959	S34		小型機船底びき網漁船の天竜川以東海域への入漁について, 愛知・静岡両県, 業界代表による協議会が開催
		6/	外海底びき網組合が水産庁に「板びき網漁業合法化」を陳情
		12/23	「天竜川以東入漁問題」で両県漁民が「漁民大会」を開催 (於弁天島)
1960	S35	7/	外海底びき網組合が水産庁に「板びき網漁業合法化」を陳情
		12/	水産庁が「中型底びき網北洋転換要綱」を制定
1961	S36		第 1 次沿岸漁業構造改善事業の第一の柱に「漁船漁業 (特に小型底びき網) のノリ養殖への兼業化, 転業」をうたう
1962	S37		伊勢湾における「まめ板網合法化」運動が開始
		4/	第 1 次沿岸漁業構造改善事業開始 (実績: S37~40, 愛知県, 常滑市, 半田市, 西尾市, 蒲郡市, 豊橋市, 美浜町, 南知多町, 一色町, 吉良町, 幡豆町, 御津町, 田原町, 渥美町, 赤羽根町で 131 件, 775 百万円)
			本県の中型底びき網漁業の 2 そう曳漁法がなくなる
			「漁業法」の大幅改正により, 大臣許可の指定漁業制度の創設, 中型機船底びき網漁業が「沖合底びき網漁業」に変更
1963	S38	4/19	省令で「小型機船底びき網漁業は, 隻数のみ最高限度を定め, 本県は 570 隻 (うち 10 トン以上 183 隻)」と枠づけ
		4/	県は帆打瀬網の近代化と経営の合理化を図るため, 手繰第 2 種漁業へ移行させるべく「手繰第 2 種漁業の許可枠の増枠」を水産庁に陳情
			県は「愛知地域沿岸漁業構造改善計画」(第 1 次沿構) を策定し, 「漁船漁業からノリ養殖へ」の誘導計画を盛り込む
1964	S39		県は「小型機船底びき網の基本対策」を樹立, まんが漁法撲滅, 他県沖侵犯漁船の撲滅, 違反者に対する処分の強化, 底びき網漁業の転換推進等
		6/26	愛知・三重連合海区漁業調整委員会, 「伊勢湾におけるまめ板漁法」の区域・期間・制限馬力の緩和 (20 馬力→35 馬力) で意見が一致
		11/5	「伊勢湾におけるまめ板漁法」が省令 (農林省告示第 1248 号) で合法化
		11/5	「愛知県漁業調整規則」を一部改正し, 馬力最高限度を 35 馬力, L 字型開口板の使用の禁止
1965	S40	1/20	愛知・三重連合海区漁業調整委員会, 「伊勢湾におけるまめ板漁法」の推進機関種類別の操業区域を決定
		1/28	愛知・静岡連合海区漁業調整委員会を開催, 入会操業協定を更新 (S28/11/6 の締結後, 6 回目の更新)
		7/	中小漁業振興対策樹立のため, 10 トン以上の小型底びき網漁業の「経営実態調査」が開始
		9/	「愛知県漁業調整規則」を一部改正し, 滑走装置を備えた桁の搭載禁止, 手繰第 2 種漁業で三河湾で距岸 1,500m 等を除き操業を認可
		11/	沖合底びき網船主 26 名, 小型底びき網船主 9 名, 計 35 名が林式拡口曳網特許侵害で東京地検に訴えられる (損害賠償請求額合計 2,450 万円)
			「愛知県まめ板網漁業者組合」設立

西暦	和暦	月日	事 項
1966	S41	1/20	県は帆打瀬網の近代化と経営の合理化を図るため、手繰第2種漁業へ移行させるべく「手繰第2種漁業の許可枠の増枠」を水産庁に陳情
		11/17	県は「三河湾におけるまめ板網が合法化と手繰第2種漁業の許可枠の増枠」を水産庁に陳情
		12/19	「三河湾まめ板網漁業協会」が「まめ板網漁業の合法化と安全操業」を主旨に関係12漁協で発足
1968	S43	1/12	「三河湾を操業区域とするまめ板網が合法化」を関係漁業者が水産庁に陳情
1969	S44	3/19	「渥美外海・三河湾機船底びき網漁業者大会」が開催（於幡豆郡一色町役場）、「伊良湖水道の特定水域指定反対、外海・三河湾の板びき網漁業の合法化」などを決議
1970	S45	2/20	「三河湾を操業区域とするまめ板網が合法化」（操業期間3/1～12/31）
1972	S47	7/3	リベリア貨物船「グランドフェア号」とオランダタンカー「コラティア号」が神島北で衝突し、グ号燃料油流出で三河湾の底びき網漁業が操業中止
1973	S48		外海底びき網漁業協会が板びき網合法化に関連して「30隻の自主減船、操業秩序維持規定の制定、自警船の措置」を講ずる
1974	S49		漁業違反者の80～100%（S48・49）を小型底びき網が占め、操業秩序の欠如が顕著
1978	S53	1/18	愛知県沖合底びき網漁業者協会は、林式底びき網特許訴訟で和解成立
1985	S60	4/15	「愛知県漁業調整規則」を一部改正し、小型機船底びき網漁業第3種漁業に「改良備前網漁業」を追加
1986	S61	11/1	桃取漁協の「第二たちばな丸」が密漁船を発見、追跡中に衝突されて転覆、1人で操船警備に出ていた竹内組合長が死亡
		11/6	鳥羽市漁協連絡協議会の密漁対策会議で、区域外での操業禁止、漁船の馬力厳守、違反漁具の使用禁止など6項目を、国、三重県、愛知県に要望することを決める
		11/13	三重県は、漁業関係法違反に対する行政処分などを見直し、鳥羽沖に県の取締船を重点配備するなどの密漁取締体制の強化を明らかにする
		11/17	鳥羽市漁協連絡協議会の代表、愛知県庁を訪れ、違反操業防止のため、行政指導を厳しくするように要望
		12/11	三重県漁政課は「漁業関係法令違反に対する行政処分等強化措置」をまとめ、県下75漁協に文書で通達
1987	S62	1/20	県は「小型機船底びき網漁業等の推進馬力の適正化」を漁協等に通知
1988	S63	1/8	鳥羽市漁協連絡協議会は、密漁船から漁場を守ってほしいと三重県と三重県漁連に行政措置の強化などを求める陳情
1994	H6	9/30	「愛知県漁業調整規則」を一部改正し、三河湾まめ板網操業区域の内、南知多町～美浜町の禁止区域を縮小
		12/20	県と業界は「渥美外海操業区域の縮小と板びき合法化」を陳情
1995	H7	9/11	漁業調整規則を一部改正し、渥美外海の小型機船底びき網の操業禁止区域を海岸線から2,000mに縮小
1998	H10	9/1	愛知県沖合底びき網漁協が解散
2002	H14	8/13	「伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画」の策定・公表
2007	H19	3/29	伊勢湾・三河湾小型機船底びき網漁業対象種資源回復計画の一部改正
2011	H23	11/25	愛知県及び三重県の「漁業に関する協定」を締結
2012	H24	3/9	愛知県漁業調整規則を改正し、小型機船底びき網漁業に「渥美外海板びき網漁業」を追加（4/1施行）
		3/31	渥美外海板びき網漁業許可証交付式（於名古屋市・水産会館）
2013	H25	1/29	愛知県漁業調整規則を改正し、内湾の小型機船底びき網漁業の馬力数制限を127KWから260KWに緩和（2/1施行）